

行方市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 20 日

行方市長

鈴木 周也

行方市条例第 20 号

行方市印鑑条例の一部を改正する条例

行方市印鑑条例(平成 17 年行方市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

第 13 条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 12 月 1 日から施行する。